

芸術文化にふれあう場をつくりませんか

大津市文化団体派遣事業

大津市では、市民のみなさまで構成された団体、グループに対し、芸術文化団体を派遣しています。仲間と一緒に、演奏会を楽しんだり、いけ花や俳句、大津絵などを体験してみませんか？

申請対象

原則、市内に在住・在勤または在学する概ね10人以上の者で構成された団体

申請条件

事業実施場所（大津市内）を確保できること

申請期間 令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

※開催希望日の1ヶ月以上前にお申し込み下さい。

※予定していた予算に達した場合は、その時点で申請を締め切りさせていただく場合があります。

申請回数 1団体につき1回限り

料金 原則無料

※事業の内容によって経費（材料費、著作権料等）が発生する場合は、申請者でご負担願います。

派遣団体 大津市文化連盟に加盟している芸術文化団体等

※派遣団体及び事業内容については大津市ホームページをご覧ください。

【プログラム例】

- 管弦楽器や和楽器（尺八等）の演奏会
 - よし笛演奏、ヨシの講習及び工作
 - 舞踊鑑賞、体験
 - 茶道体験
 - 初心者俳句講座
 - 大津絵体験教室
- など



申請手続きについては、裏面を参照ください

文化団体派遣事業申請手続きの流れ

【派遣団体について】

- 派遣できる文化団体は、大津市文化連盟に加盟している芸術文化団体等。
- 各文化団体によって、派遣可能な曜日、時間帯は違います。事業はおおよそ1～2時間程度。
- 実施場所は、大津市内に限ります。

申請方法

- 申請書類は、大津市ホームページ（下記、QRコード）からダウンロードできます。または大津市役所 文化振興課の窓口にも備え付けております。
- 申請書に必要事項を記入いただき、郵便またはメール、FAXより下記あて先へご提出ください。

※文化団体との調整が必要なため、希望に沿わない場合があります。



<https://www.city.otsu.lg.jp/manabi/bunka/koen/40530.html>

（観光・文化・スポーツ→文化・芸術
→後援名義・各種支援・派遣事業
→大津市文化団体派遣事業について）

日時などの調整

- 申請書が届き次第、文化振興課が内容を確認するとともに、文化団体に申請内容を連絡します。
- その後、文化団体と申請者で日程調整、事業内容等の相談を行っていただきます。（文化団体より申請者へ連絡があります）

事業の実施

- 申請者が用意した会場へ文化団体が出向き、事業を実施します。
- ※料金については原則無料ですが、事業の内容によって経費（材料費、著作権料等）が発生する場合は、申請者でご負担願います。

アンケートの記入

- 事業終了後、簡単なアンケートにお答えください。
- ※ご意見・ご感想を今後の事業に生かしていきます！

【申請・お問い合わせ先】

大津市役所 文化振興課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 別館2階

TEL：077-528-2733 / FAX：077-523-7855

EX-ℓ：otsu1119@city.otsu.lg.jp